

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成27年度第18回(定例会)

署名人

饒波正博

委員長

神村洋子

開催日時 平成28年1月12日(火)

開会 午前10時00分

閉会 午後12時33分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 神村洋子委員長、添石幸伸委員、饒波正博委員、本仲範男委員、渡慶次克彦教育長

議 事 日 程

(4～9は非公開)

- 1 委員長職務代理者の指定について
- 2 議案第34号 那覇市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について【市民スポーツ課】
- 3 報告1 学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価について【施設課】
- 4 報告2 平成27年度那覇市一般会計補正予算(12月補正)の確定について【総務課】
- 5 報告3 平成28年度那覇市一般会計予算に関する要求について【総務課】
- 6 議案第35号 平成28年度那覇市一般会計予算に関する意見の申し出について【総務課】
- 7 議案第36号 平成28年度那覇市一般会計予算に関する意見の申し出について(幼稚園関係分)
【こども政策課】
- 8 議案第37号 第2次那覇市教育振興基本計画(案)について【総務課】
- 9 議案第38号 第2次那覇市教育振興基本計画の策定に関する意見の申出について【総務課】
- 10 報告4 那覇市議会12月定例会における議決議案及び代表・一般質問答弁状況について【総務課】

出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長、屋比久猛義副部長

(総務課) 山内健課長、佐久川敏明副参事、田盛善宏主査、加藤和歌子主査、伊禮道子主査

(施設課) 内間章課長、比嘉正人主査

(市民スポーツ課) 我那覇生男課長、當間千明主査

【学校教育部】田端一正部長、森田浩次副部長

【こどもみらい部】 浦崎修部長

(こども政策課) 宮城安伸主幹、新垣夏彦主事

会議録作成 (総務課) 赤嶺明日香主査

神村委員長 平成27年度第18回教育委員会会議定例会を開催いたします。本日の会議録署名は饒波委員にお願いいたします。議事日程1は「委員長職務代理者の指定」となっております。委員長職務代理者は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときに、代わってその職務を行います。選定の方法につきましては、まずは指名推選を行って、推薦がない場合、又は複数の方が推薦された場合に単記無記名投票でということによろしいでしょうか。

全 員 異議なし

神村委員 推薦する方がおりましたらお願いします。はい、饒波委員。

饒波委員 委員長を降りたばかりの添石委員ですけれども、かなり長い間やられていましたし慣れていらっしゃると思いますので任期が3月までということですが、私は添石委員を推薦したいと思います。

神村委員長 ただ今、饒波委員から推薦がありました。委員長職務代理者は添石委員を指名ということで、ご異議ないでしょうか。

全 員 異議なし

神村委員長 ご異議がないようですので、委員長職務代理者は添石委員と決定します。添石委員の委員としての任期が、平成28年4月2日までとなっておりますので、職務代理者としての任期も平成28年1月12日～平成28年4月2日までとなります。よろしくお願いたします。では議案に移ります。議案第34号「那覇市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。では説明をお願いします。

伊良皆部長 議案第34号「那覇市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。平成28年1月12日提出。教育長 渡慶次克彦。提案理由、那覇市体育施設条例の一部改正に伴い、所要の規定の整備等を行うため、この案を提出する。1ページ目以降につきましては市民スポーツ課のほうで内容をご説明いたします。

神村委員長 はい、お願いします。

我那覇課長 それでは1ページをご覧ください。改正前、改正後で表記をしております。昨年12月に那覇市体育施設条例の一部を改正しました。その内容につきましては、満65歳以上の利用者について利用料金を減額するという内容で、12月議会で提案し可決を得たところでございます。それに伴いまして規則のほうで、その額について整備をしていきたいということで提案しております。3ページに那覇市体育施設条例の抜粋があります。改正したところが第10条第1項の第7号、本市に住所を有する65歳以上の者が利用する場合。第2項第3号、前項各号に規定する者が構成員の半数以上である団体が予約利用する場合。第4号は改正前第3号でしたので、第3号を新たに加えることによって第4号に繰り下げというこ

とになります。それに併せまして規則では、改正後、第3条第2項第4号ということで、条例第10条第2項第3号の規定に該当する場合、利用料金の2分の1の額にするということで規定しております。改正前、規則の第4号が1号繰り下がりがまして、第5号で条例第10条第2項第4号の規定に該当する場合、指定管理者が必要と認める額、ということで内容の改正でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

神村委員長　この件について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

全　　員　　異議なし

神村委員長　ご異議がないようですので、議案第34号「那覇市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全　　員　　異議なし

神村委員長　議案第34号「那覇市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について」は議決いたしました。次に移ります。報告1「学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価について」を議題といたします。説明をお願いします。

伊良皆部長　報告1「学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価について」、学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価について、別紙のとおり報告する。平成28年1月12日提出。教育長　渡慶次克彦。報告理由、学校施設環境改善交付金交付要綱第3に基づき作成された平成21年～23年施設整備計画及び平成24年～26年施設整備計画に記載された事業が完了したことから、同要綱第8に基づき、施設整備計画の達成状況等についての評価を記載した事後評価を作成したのでその内容を報告する。3ページ以降につきましては施設課のほうでご説明いたします。

神村委員長　お願いします。

比嘉主査　それでは資料の1ページをご覧ください。こちらのほうは、施設整備計画、平成21年度～23年度の事後評価についてということになっております。資料をめぐっていただいて2ページ、施設整備計画の事後評価シートということで、こちらのほうの内容についてご説明いたします。施設整備計画というのは、那覇市が学校改築等を行う際に国から補助等をいただいております。この交付金のそれぞれのテーマに基づいた内容について、こちらのほうで計画の達成状況等を評価するという内容になっております。おおむね①～④の項目ということでこちらのほうに記載させていただいております。まず2ページ目の①地震、津波等の災害に備えるための整備ということで、主にこちらのほうでは那覇市の耐震化率の目標に対する達成状況が記載されております。小学校目標の62.5%に対し達成状況も62.5%。中学校目標74.4%に対し74.4%、同じく幼稚園も目標60.

9%に対し達成状況60.9%ということで計画どおりに進捗されたものということで評価を行っております。続いて②防犯対策など安全性の確保を図る整備、こちらのほうに掲げられたテーマに関する事業は今回ございませんでした。続いて③教育環境の質的な向上を図る整備、こちらのほうでは今回の平成21年度～23年度の計画では、城南小学校、真地小学校、開南小学校、曙小学校、垣花小学校、さつき小学校の既設校舎の普通教室において、空調設備を整備することができております。また宇栄原小学校、真地小学校においては太陽光発電設備を整備することができております。また新たに整備する(仮称)新都心第2小学校、こちらは天久小学校のことでございますが、屋外環境(グラウンド)の整備を行うことができております。続いて④施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備ということで、こちらのほうでは古蔵中学校と新設校の天久小学校、(仮称)新都心第2小学校ですけれども、学校プールの整備、また共同調理場、給食調理場のことでございますが、こちらの整備を行うことができております。また既設の校舎のほうでは安謝小学校、古蔵小学校の共同調理場の改築と銘苅小学校の共同調理場の増築を実施することができております。資料をめくっていただいて4ページ目、以上の内容について事後評価の時期及び方法についてということで、計画に記載されたすべての事業が完了いたしましたので、那覇市教育委員会において事後評価を実施し、その結果、今回この報告が終わり次第、本市のホームページで公表する予定となっております。続いて3番、事後評価の総合的な所見及び今後の施設整備計画への反映等について、次期計画については、引き続き耐震化率の向上を大きな目標として、地域住民からの要望を踏まえながら、計画的かつ効率的な事業実施に努めていくことといたします。資料5ページ、6ページは、平成21年度～23年度の施設整備計画に記載された各事業の詳細となっております。続いて資料の7ページ、こちらのほうは平成24年度～26年度の施設整備計画の事後評価についてということになっております。めくっていただいて資料の8ページ、こちら先ほどの計画の事後評価同様に、各テーマごとの事業に基づいた評価項目となっております。まず①地震、津波等の災害に備えるための整備ということで、こちらのほうは小学校と幼稚園は同じく耐震化率の目標に対して達成状況は計画どおりとなっておりますが、一部中学校 目標76.9%に対し達成状況が74.4%と下回っております。こちらのほうは我々のほうで事業計画等の見直しの中で神原中学校の校舎2棟ございましたが、こちらのほうが計画どおり改築のほうができず、事業計画の見直しを迫られたことから、目標に対して達成状況が下回っている結果となっております。こちらについては所見の4行目に記載されております。読み上げます、中学校については事業スケジュール見直しにより、予定されていた神原中学校の事業を取り下げたことから、当初目標と

していた耐震化率を達成できなかった。取り下げた1件については、できるだけ早急に整備を実施できるように努めたいということで、一部計画どおりに実施することができない状況となっております。続いて②防犯対策など安全性の確保を図る整備、③教育環境の質的な向上を図る整備、④施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備、今回、平成24年度～26年度の計画の中では、こちらに該当する事業はございませんでした。資料をめくっていただいて10ページになります。事後評価の時期及び方向について、計画に記載されたすべての事業を完了した後、那覇市教育委員会において事後評価をし、その結果を市のホームページで公表いたします。先ほどと同様となっております。続いて3番、事後評価の総合所見及び今後の施設整備計画への反映等について、次期計画については、引き続き耐震化率の向上を大きな目標とし、地域住民からの要望を踏まえながら、計画的かつ効率的な事業の実施に努めていくこととする、ということで先ほどと同様となっております。資料11ページ～12ページについては、平成24年度～26年度に計画のほうで書かれている事業を掲載してございます。あと資料13、14、15ページについては今回、整備計画事後評価に基づく根拠となっております交付金の交付要綱となっております。以上、簡単ではございますが説明を終わります。

神村委員長 この件に関して、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。はい、教育長。

渡慶次教育長 言葉の説明をお聞きしたいんですけど。11ページの事後評価シートの中の事業名の中に、危険改築と不適格改築というのがありますが、この違いを教えてくださいませんか。

神村委員長 はい、お願いします。

比嘉主査 危険改築というのは、学校の改築等にあたって、まず耐力度調査というものを実施いたします。そこで耐力度の点数、これが鉄筋コンクリート造ですと4,500点以下の物については危険ということで判断されますので、これに該当するものについては危険改築という項目になっております。危険改築に併せてその隣にある建物、こちらのほうは健全な建物がある場合がございますので、危険改築を実施してこれに併せて隣の健全な建物の一部を壊さないといけない場合については、まとめて改築をすることによって事業の効率が上がるということで危険に伴う不適格という取り扱いで事業を実施する場合がございますので、こちらのほうは不適格改築という形で事業になることがあります。

渡慶次教育長 本来は改築しなくてもいい建物ということですか。

比嘉主査 本来は危険ではない建物ですが、計画上こちらのほうも一緒に改築しないと全体の事業として構成が図れない場合というのがございますので、そういった場合は

不適格とする場合がございます。

渡慶次教育長 危険改築があつて不適格改築があると。不適格改築だけが存在するということはないということですね。

比嘉主査 基本的にはございません。

内間課長 大きな棟を改築する場合に、小さな棟が全体の計画を妨げる場合には、それを不適格改築として一緒にやっいていいよというような所がございます。

渡慶次教育長 不適格改築のそばには必ず危険改築がある訳ですね。もうひとつ、この耐震化率、全国の平均と比べて開きがあることから耐震化率の向上に取り組むということで、最終的には100%を目標にしているんですか。

内間課長 当然のことながら、100%目標に取り組むということになります。

渡慶次教育長 これはいつを目途に100%ということですか。

内間課長 私どもの部署の中で目標としているのが、平成37年、約10年後を目途に今取り組んでいます。

渡慶次教育長 平成27年度までが国からの補助があるというふうに言われているけど、平成28年度以降の情報についてはまだ入ってきていませんか。

内間課長 耐震化に向けては改築という方法での耐震化と、耐震補強という、2つの耐震の仕方がございます。今、渡慶次教育長がおっしゃっていたのは耐震補強についてのことだと思いますけれども、耐震補強について、国から平成27年度まで補助率の高い制度が設けられていました。来年度以降の情報は今のところまだ入ってきてございません。

神村委員長 よろしいでしょうか。ほかに、はい、添石委員。

添石委員 基本的なところなんですけど、耐震化率100%を目指すということをお聞きさせてもらいましたが、この数字が意味しているところを今一度確認させてもらっていいですか。何をもって100%というものを示すのか。

比嘉主査 那覇市内の小学校、中学校合わせて53校ございますけれども、こちらのほう全体の棟数というのが、平成27年4月1日現在で237棟ございます。その中で耐震性のない建物が70棟ございますので、それを差し引いた数、耐震化率というのが平成27年4月1日現在で70.5%というふうになっております。残りの約3割、これについては那覇市の各学校のいくつか建物がございますが、その建物について耐震性のない建物が約3割弱あるということでご理解いただけるかと思ひます。

添石委員 わかりました。

神村委員長 よろしいですか。はい、饒波委員。

饒波委員 神原中学校の取り下げの事例の具体的なことを少しお聞かせください。

内間課長 国庫補助をもらう時には、国のほうにこういう計画を出しますけれども、那覇市

は那覇市独自に毎年3年の実施計画を立てて事業実施しておりますが、その全体事業を実施する中で査定される、あるいは全体事業の見直しとかがあった時に、今回はこの神原中学校の校舎についての事業実施が一部見送られたということでございます。

饒波委員 わかりました。

神村委員長 よろしいですか。ほかにごございますか。はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長 2ページの地震、津波等の災害に備えるための整備というのがありますけれども、地震に対しては耐震化率というので表現できますが、津波等の災害に備えるためというのもこの整備の中に入っていますか。

内間課長 この計画の中には盛り込まれてはおりませんが、これとは別途の事業で今、国から一括交付金をいただいております。その一括交付金を使いまして低海拔地帯にある小学校、中学校の屋上に手すりを設けまして、その低海拔地帯の避難場所として確保するような整備を進めて、前年度でこれは終了してございます。

神村委員長 ほかにございますか。それでは報告1「学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画の事後評価について」は終了いたします。次の会議の非公開について諮りたいと思います。続いての議事日程4～7については、予算要求の数値が含まれているため、議事日程8～9については議会提出前の案件であるため、非公開とすることが適当であると思われまます。会議の非公開の可否について採決いたします。議事日程4～9については非公開としてよろしいでしょうか。

全 員 異議なし

神村委員長 異議なしとのことですので、議事日程4～9については非公開とします。なお議事日程8及び9に関する議事録等は議会提出後に公開となります。それでは関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

神村委員長 続いて議案第37号「第2次那覇市教育振興基本計画(案)について」と、議案第38号「第2次那覇市教育振興基本計画の策定に関する意見の申出について」は、関連しますので一括して議題とします。では伊良皆生涯学習部長お願いします。

伊良皆部長 それでは議案第37号と38号、それぞれ件名と提案理由をご説明いたします。議案第37号「第2次那覇市教育振興基本計画(案)について」、第2次那覇市教育振興基本計画(案)を別紙のとおり決定する。平成28年1月12日提出。教育長 渡慶次克彦。提案理由、第2次那覇市教育振興基本計画(案)を決定するので、この案を提出する。続きまして議案第38号「第2次那覇市教育振興基本計画の策定に関する意見の申出について」、第2次那覇市教育振興基本計画の策定について、別紙のとおり市長に申し出る。平成28年1月12日提出。教育長 渡慶次克彦。提案理由、那覇市議会基本条例第14条の規定に基づき、議決事件とし

て追加されているため市議会に提案予定の第2次那覇市教育振興基本計画の策定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長に意見を申し出るので、この案を提出する。内容につきましては総務課のほうでご説明いたします。

神村委員長

はい、お願いいたします。

山内課長

説明いたします。第2次那覇市教育振興基本計画につきましては、12月議会におきまして、議員全員の全員協議会、教育福祉常任委員会による所管事務調査が行われました。その中で意見、提言を受けております。また併行しまして市民意見（パブリックコメント）の募集を行っております。この議会や市民からの意見、提言を踏まえまして、教育委員会として最終案を作成するために、本日の議案として提出している次第でございます。それでは私のほうからは素案からの変更部分についてご説明させていただきます。前に配布しております素案と網かけがある両方を見比べながらご覧いただければわかりやすいと思います。よろしいでしょうか。めくっていただいて目次がございますけれども、目次のページ変更は、計画本文の文章の変更、追加等により、ページが自動的にズレたことによるものです。2ページの相関図がございますけれども、左のほうの他部局の関連する計画等に「第3次那覇市男女共同参画計画」、またその右の教育関連の計画等に「那覇市の学校教育」「那覇市小中一貫教育基本構想」「那覇市放課後子ども総合プラン」をそれぞれ追加してございます。その他の変更は語句の訂正追加等でございます。7ページをご覧ください。これは計画の施策体系でございますけれども、施策「子どもたちが授業に集中できる環境を整備する」の具体的施策の中で、子どもの貧困対策の推進、これを追加しております。子どもの貧困についてはご承知のとおり、新聞報道等でも取り上げられておりまして、議会からもその対策の拡充についてのご意見、提言がございました。教育委員会としましても、このことについては振興基本計画にしっかりと明記して取り組んでいきたいとの考えに基づきまして追加してございます。この子どもの貧困対策に関連しましては、25ページをご覧ください。以前の素案の中では、現状として就学援助のことについてのみ簡単に触れておりました。しかし最終案では現状をより詳しく記載し、内容を膨らませております。そして課題、具体的施策におきましても、項目を新たに設定しまして、市長事務部局と連携して取り組んでいくということを明記してございます。28ページの①、上のほうの「⑦子どもの貧困問題への対応」、これが課題、そして30ページの⑦、これは具体的施策として新たに設けて追加してございます。11ページにお戻りください。「どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる」の課題⑤です。家庭教育の向上、この説明文に「社会全体で家庭教育を支援し」という文言を追加してございます。家庭教育につつま

しても、議会のほうから提言がございまして、家庭・学校・地域とのつながりや結びつきの強化が必要であるとの提言をいただきました。課題の中で、社会全体で家庭教育を支援するという文言を追加しまして、13ページの具体的施策⑦のウは、PTAなどの社会教育関係団体の活動支援や、地域と連携した「那覇市放課後子ども総合プラン」を推進するなかで、家庭教育の向上を図ります、という文章に変更いたしました。12ページの①・②につきましては、写真のレイアウト等の変更でございます。また、12ページの②ページ「⑤生涯学習拠点の整備・充実」の所でございますが、こちらに生涯学習センターという名称を追加してございます。13ページの指標と目標につきましては、地域コミュニティづくりを支援する事業の実施数を追加してございます。15ページ「どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる」の課題「⑤スポーツ推進のための新たな計画の策定」でございますが、障がい者スポーツも含め、様々な視点から新たな計画を策定する必要があります、ということで追加変更しております。16ページの①、具体的施策の中でも追加してございます。この障がい者に対するスポーツへの取り組みについても議会から提言、意見がございました。16ページの②は、平成26年度の数字を現状としていましたが、平成27年度、最新のデータが出ましたので上二つにつきましては最新のデータを入れてございます。23ページの説明は割愛させていただきます。28ページの①、具体的施策「①学力向上の推進」のイのほうですけれども、これも議会のほうから国際化に対応した語学教育に力を注いでほしいという提言がございました。語学教育の推進につきましては、既に英語の読み書きの能力向上や、聞く・話す・読む・書く、4つの技能のバランスが取れるように工夫してやっていきますということを既に記載しておりますが、それに加えまして国際理解教育の推進についての文章を追加してございます。以上簡単ではございますけれども、主な変更のところをご説明いたしました。続きまして田盛のほうから議会からの提言・要望、そしてパブリックコメントについて説明していきます。

田盛主査

よろしくお願いたします。それではもう一つの資料「議会の所管事務調査報告における意見・提言への対応」と書かれた資料をご用意いただけますでしょうか。こちらについてご説明いたします。まず議会からの意見・提言が全部で15件ございました。その15件についてそれぞれ○・▲・×と対応内容を書いておりますけれども、まず○が意見・提言を計画に反映させる、こちらが3件。それから▲が意見・提言の一部を計画に反映させる、こちらも3件。×が意見・提言を計画に反映させない、これが9件となっております。まずこの中の○、計画に反映させるという部分なんですけれども、1ページの下の部分、「施策の具体的な展開について」の(1)子どもの貧困対策の拡充について、それから3ページの一

下(4)家庭教育について、それから4ページ一番下(8)障がい者に対するスポーツへの取り組みの拡充について、この3件につきましては先ほど、素案からの変更点の中でご説明申し上げましたとおり、計画に反映させております。次に▲として意見・提言の一部を反映させるというものですけれども、まず2ページの(2)人権意識の拡充について、ということでこちらは①～④まで分かれておりますけれども、具体的な内容としては、性の多様性を尊重するレインボーなは宣言、これを行ったことに関連しまして、性的マイノリティの児童生徒への配慮、それから男女混合名簿の導入、そして性教育、動物愛護、こういったものを計画の中に盛り込んでほしいといった内容なんですけれども、この中で今回、相関図の中に第3次那覇市男女共同参画計画、こちらを新たに追加してございます。それ以外のご意見につきましては毎年度発行しております「那覇市の学校教育」という冊子などの中で取り組んでいくという形にしております。次に4ページの(5)語学教育の推進について、こちらも▲となっておりますけれども、国際化に対応した語学教育の推進、これらの対応としては先ほどご説明申し上げたとおり、国際理解教育の推進、こちらを付け加えております。それからその次の(6)生涯学習センター設置について、こちらも▲でございますけれども、生涯学習センター設置の推進を計画に盛り込んでほしい、指標と目標にも含めてほしいという内容でございますけれども、こちら先ほどご説明申し上げましたとおり、生涯学習センターの整備についての文言を付け加えております。ただ、指標と目標につきましては、市の財政状況ですとか他施設の整備との関連があるものですから、これらとの整合性を勘案しながら検討するという事情がありますので、計画には含めておりません。そして残り9件が計画に反映させない×という部分でありますけれども、まず1ページをお願いします。1ページの1番「計画の策定について」、というところにありますけれども、第1次計画には体系表の中に主な事業(活動)の項目があったと、これを第2次計画にも盛り込んでほしいという内容ですけれども、この主な事業(活動)というものは1年単位で変わる場合があります、計画期間途中で終わる事業ですとか、新たに実施する事業が出てくると想定されますので、5年間通してのこの計画体系に載せるのはなじまないと、ただし、教育委員会のホームページの中に計画体系を掲載しまして、その中に当該年度の「主な事業(活動)」を載せて、毎年度更新していくということで考えております。次に3ページの(3)図書館事業の拡充について、①で、市立図書館において、図書館司書の正規司書としての配置の拡充、それから図書館入費の増額、こういったことが述べられておりますけれども、これへの対応として、市立図書館においては、各館とも司書資格を持った職員を配置しているということと、非常勤職員においても司書資格を持った職員を配置しております。それから図書館購

入費の増額に関しましては、現在は一括交付金を活用して増額となっております。次に、②番、学校図書館、こちらのほうは学校司書の拡充ということですが、司書資格を持った職員を配置するという事は、教育委員会の既定の方針にありまして、第2次計画では特にふれておりません。次に4ページの(7)少人数学級の拡充について、それから5ページの(12)特別支援教育の拡充について、こちらも両方×なんですけれども、この2件につきましては県の所管になるため、計画の中には書かれておりませんが、今後とも、県のほうに要望あるいは県と連携しての取り組みを推進していくということにしております。次に5ページの(9)平和教育の拡充について、それから(11)琉球・沖縄の歴史教育の拡充について、この2件につきましては先ほども少し申し上げましたけれども、「那覇市の学校教育」、この冊子の中などで取り組んでいくということにしております。次に、(10)教育環境整備の拡充について、こちら具体的には電子黒板、タブレット端末等といったICT教育設備の充実についてでありますけれども、こちらにつきましては、今、策定作業中であります「那覇市の情報教育推進計画」、この中に位置づけて充実を図っていきたいとしております。次に6ページをお願いします。(13)健全育成の拡充について、こちらは内容として、不登校率目標値を全国平均値に上げるようにということでありましたが、添付資料として7ページに小中学校の不登校率についての資料を載せております。こちらにもありますとおり、本市の目標としては本計画が終了する翌年度にあたる平成33年度に全国平均値に達するようにという目標を設定しております、国に対してもそのように報告しているところであります。次に、(14)教師の労働環境改善の拡充について、こちらは「教師の学ぶ機会の充実」の施策に記載しているとおりであります、校務改善の充実を図る中で、教師の負担軽減を図りたいということにしております。議会の所管事務調査報告への対応については以上であります。続きまして、8ページ～9ページにかけて、こちらがパブリックコメントへの対応でありますけれども、12月4日～1月4日までパブリックコメントを実施しまして、その結果3人の方から1件ずつご意見をいただきました。そしてそれぞれに対する市の考え方を示しているところであります。これらのご意見、市の考え方につきましては教育委員会のホームページで公表することとしておりますので、すべて読み上げさせていただきます。まずNo.1、ご意見が「学校運営協議会規則の制定」について、ということです。現状の教育施策をより良くしていくために、「学校運営協議会規則」を制定する必要がある。これに対する市の考え方としては、現時点においてはコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入予定がないことから、「学校運営協議会規則」の制定についても予定していませんとなっております。次にNo.2、ご意見が「学校適正配置基本方針、適正